

エコセンター管理運営基準

1 施設概要

施設名	三島市エコセンター
所在地	三島市東本町2-5-24
施設面積	1014.7㎡
総延床面積	267.8㎡
土地保有状況	一部所有
建築	昭和5年（RC構造）

2 施設の目的

- (1) 歴史的建造物の保存・公開による文化的活用
- (2) 環境学習や環境活動の拠点
- (3) 地域コミュニティの拠点
- (4) 上記取組みによる地域の活性化と振興

3 一般公開までの経緯

- ・ 昭和 5年4月30日 中央气象台直轄の三島臨時出張所として竣工
- ・ 平成15年3月 1日 三島測候所が自動化（無人化）される。
- ・ 平成19年3月 1日 財務省と三島市の間で、旧三島測候所の土地の一部（676.49㎡）及び建築等の売買契約が締結される。
- ・ 平成19年3月15日 財務省と三島市の間で、旧三島測候所の土地の一部（338.22㎡）の無償貸付契約が締結される。
- ・ 平成19年5月29日 旧三島測候所庁舎が国の登録有形文化財に登録される。
- ・ 平成20年10月1日 三島測候所記念公園として供用開始する。
- ・ 平成21年 4月1日 エコセンターとして旧三島測候所庁舎の一般公開を開始する。

4 開館日・開館時間

- ・ 火曜日から金曜日の13:00～17:00
- ・ 土曜日及び日曜日の9:30～16:30

5 休館日

- ・ 月曜日（祝日の場合は13:00～17:00に開館し、翌日の火曜日が休館となります。連休の場合は最終日の翌日が休館となります。）
- ・ 年末年始

6 公開場所

センター1階の環境学習交流室、学習室兼事務室、観測資料室

7 管理方法

シルバー人材センターに管理業務委託

※館内の案内はシルバーが行う。

8 入館料

無料

9 施設の主な活動内容

- ・小中学生を対象とした環境に関する学習会
- ・工作教室の開催
- ・旧測候所で使用していた観測機器の展示
- ・登録団体への環境学習交流室及び学習室の貸し出し
- ・環境関連図書の貸し出し
- ・富士山に関する講演会など

10 その他留意事項

- (1) 施設の全部または一部を独占して利用する場合は、三島市都市公園条例に基づく都市公園内行為許可が必要となる。

三島市都市公園条例

(行為の制限)

第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

- (2) 利用は三島市の関連事業、及び環境ボランティアが行う事業、その他自治体が行う事業を除き、原則、開館時間内に限る。ただし、イベント等で利用が必要な場合は、主催者及び事業内容等により判断するものとする。
- (3) センターに備え付けられた湯茶は自由に飲んでも構わないが、片づけは各自で行うこと。